

第6期 定時株主総会

招集ご通知



日時

2022年9月28日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

場所

福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 新館2階「ラメール」

本年度は、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。また懇親会につきましても、昨年同様中止といたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 FCホールディングス
証券コード：6542

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

目次

■ 第6期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
(添付書類)	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	36
■ 計算書類	49
■ 監査報告書	57

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
また、株主総会会場においては、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力をお願い申し上げます。

(証券コード 6542)
2022年9月9日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号
株式会社 FCホールディングス
代表取締役社長 福 島 宏 治

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会開催にあたっては、適切な新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施させていただいておりますが、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意のうえ、当日の来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月27日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 新館2階「ラメール」

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第6期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

後記の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」（4ページ）をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、上記期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

以上

＊

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fchd.jp>）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される方

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)



開催日時

2022年9月28日 (水曜日)

午前10時 受付開始：午前9時30分

株主総会にご出席されない方

郵送 (書面) による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権
行使期限

2022年9月27日 (火曜日)

午後5時15分到着分まで

インターネット による議決権行使



パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください

議決権
行使期限

2022年9月27日 (火曜日)

午後5時15分まで



インターネットによる議決権行使方法のご案内

Step

1 議決権行使専用サイトへアクセス
議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2 ログイン

3 パスワード登録

以降は画面の案内に従ってご入力ください。



こちらのQRコードからのアクセスも可能です。



議決権行使書ウラ面に記載の「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、議決権行使書ウラ面に記載のパスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。
※「議決権行使コード」および「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の左下に記載されております。

議決権行使書用紙の右下に記載された「初期パスワード」を入力し、実際にご使用になる「新しいパスワード」を設定し、「登録」をクリックします。

議決権行使のお取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
なお、インターネットによる方法と議決権行使書用紙が同日に到着した場合は、インターネットによる方法を有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- 2022年9月17日(土)午前5時より2022年9月20日(火)午前5時までは、システムメンテナンスのため「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

議決権行使期限

2022年9月27日(火曜日)
午後5時15分まで

システム等に関するお問い合わせ

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業価値の持続的な向上を目指しつつ、安定配当方針の維持と利益還元の充実を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円
なお、この場合の配当総額は、130,602,250円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)当社は、1 単元（100株）に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主様へ単元未満株式の買増制度を導入するため、その旨の規定と、単元未満株式についての権利に関する規定を新設するものです。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものです。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示しています）

現行定款	変更案
(新設)	<p>（単元未満株式についての権利）</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）<u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>（2）<u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>（3）<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>（4）<u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(单元未満株式の買増し) <u>第10条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
第9条～第13条 (省略)	第11条～第15条 (現行どおり)
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)
(新設)	<p>(電子提供措置等) <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
第15条～第37条 (省略)	第17条～第39条 (現行どおり)
(新設)	<p>(附則) 1. 定款第16条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案について2名の独立社外取締役と1名の社外取締役を含む指名／報酬等諮問委員会での審議を経て取締役会において適切に決定されており、特段の意見は無いと報告を受けています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>ぶくしま こうじ 福島宏治 (1959年2月12日生)</p> <p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 12回／12回 (出席率100%)</p>	<p>1983年4月 株式会社福山コンサルタント入社 2002年7月 同社総務本部経理部長 2004年10月 同社経営企画本部企画室長 2007年10月 同社執行役員経営企画室長 2009年9月 同社取締役経営企画室長 2011年10月 同社常務取締役経営企画室長 2012年7月 株式会社環境防災 取締役 2013年7月 株式会社環境防災 代表取締役 2014年9月 株式会社福山コンサルタント代表取締役 社長 戦略企画室長 2015年7月 同社代表取締役社長 企画本部長 2016年7月 同社代表取締役社長（現任） 2017年1月 当社代表取締役社長（現任）</p>	85,451株
	<p>【選任理由】</p> <p>福島宏治氏は、株式会社福山コンサルタントに1983年に入社し、総務・経理・財務関連分野ならびに海外業務や交通調査業務の各関係会社運営に従事し、2002年に経理部長、2004年に企画室長など経営機構の中核を担ってきました。2009年には、同社取締役に就任し、経営企画室長として、経営計画・財務計画等の策定や資本政策の実施、M&Aの実行ならびに買収会社の運営など、当社グループの経営戦略をリードしてきました。</p> <p>2014年同社社長に就任後は、経営環境の変化に合わせて、持株会社化や監査等委員会設置会社への移行等を含むコーポレート・ガバナンスの強化を目指した施策、M&Aによる当社グループの業容拡大を逐次実現しています。これらの実績を踏まえ、当社グループの事業継続に欠かせない人材であり、引き続き同氏を取締役として推薦いたします。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	再任 うちだともあき 内田智昭 (1967年6月5日生) 【取締役会出席状況 (当事業年度)】 10回/10回 (出席率100%)	1992年7月 株式会社福山コンサルタント入社 2012年7月 同社本社事業部次長 2014年7月 同社本社事業部部長 2017年7月 当社経営企画室長 2018年7月 当社執行役員経営企画室室長 2018年9月 株式会社エコプラン研究所取締役 2020年7月 株式会社福山コンサルタント執行役員経営企画室長(現任) 2020年8月 福山ビジネスネットワーク株式会社取締役(現任) 2021年9月 当社取締役経営企画室長(現任) 2021年10月 株式会社福山コンサルタント財務部長(現任)	14,963株
	【選任理由】 内田智昭氏は、株式会社福山コンサルタントに1992年に入社して以来、同社の中核事業である交通管理・計画、都市地域計画などの事業分野に従事し実務経験を積んできました。2014年には、最大数の技術系職員を抱える本社事業部部長として、当該事業地域の現場トップを務めました。これらの事業現場の経験を踏まえて、2018年7月には当社執行役員経営企画室長、2021年9月には当社取締役に就任し、当社グループ全体の経営計画の策定ならびに推進に重要な職責を果たしてきました。当社グループの中核事業である建設コンサルタント分野の見識が豊富であり、経営戦略の推進において欠かせない人材であることから、引き続き同氏を取締役として推薦いたします。		
3	再任 まつだはるひさ 松田治久 (1966年4月15日生) 【取締役会出席状況 (当事業年度)】 10回/10回 (出席率100%)	1990年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社 2002年2月 イントラネット株式会社代表取締役社長 2009年11月 妙高酒造株式会社代表取締役社長 2018年11月 株式会社FCホールディングス入社 経営企画室担当部長 2020年6月 株式会社地球システム科学監査役(現任) 2020年7月 当社経営企画室執行役員部長 2020年8月 株式会社SVI研究所監査役(現任) 2021年9月 当社取締役事業管理室長(現任) 2021年10月 株式会社福山コンサルタント法務部長(現任)	10,722株
	【選任理由】 松田治久氏は、当社に2018年に入社し、経営企画室において主に、広報、法務ならびにM&Aを担当する企画推進部長として勤務し、株式会社地球システム科学との株式譲渡契約の締結等にも大きな役割を果たしてきました。また、当社入社前には、3社の代表取締役を歴任するなど法人経営における経験も豊富に備えています。 2021年9月に当社取締役就任後は、事業管理室長としてグループ全体の管理業務の強化を推進してきました。これらを踏まえて、当社グループの経営計画の推進ならびにコーポレート・ガバナンスの一層の強化において欠かせない人材であることから、引き続き同氏を取締役として推薦いたします。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	新任 えい とく よう へい 栄徳洋平 (1963年12月12日生)	1986年4月 株式会社福山コンサルタント入社 2009年7月 同社本社事業部交通マネジメント部次長 2015年7月 同社交通マネジメント事業部長(東日本帯)兼新規事業推進室長 2016年7月 同社執行役員交通マネジメント事業部長兼新規事業推進室長 2017年7月 同社執行役員交通マネジメント事業部長 2018年9月 同社取締役執行役員交通マネジメント事業部長 2020年7月 同社取締役執行役員交通・環境マネジメント事業部長 2021年9月 同社取締役常務執行役員事業本部長兼交通・環境マネジメント事業部長 2022年7月 同社取締役常務執行役員事業本部長(現任)	25,566株
	【選任理由】 栄徳洋平氏は、株式会社福山コンサルタントに1986年に入社して以来、交通管理・計画などの公共交通事業に従事し、2009年に本社事業部交通マネジメント部次長に就任後、交通マネジメント事業部長(東日本帯)、新規事業推進室長を歴任し、現在は取締役常務執行役員事業本部長として、同社の事業部門のトップを務めています。また、2020年からは労使協議会の議長を務め、同社の円滑な運営に貢献しており、同社の円滑な事業運営のための重要な職責を果たしております。これらを踏まえて、当社グループの経営に欠かせない人材であることから、新たに、同氏を取締役として推薦いたします。		
5	新任 い とう まさ し 伊藤将司 (1968年7月3日生)	1991年4月 株式会社福山コンサルタント入社 2010年7月 同社東日本事業部交通マネジメント部次長 2013年7月 同社運営企画室長 2017年7月 同社東京支社副支社長 2018年7月 同社執行役員新規事業推進室長 株式会社SVI研究所代表取締役社長 2019年9月 同社取締役執行役員新規事業推進室長 2020年7月 同社取締役執行役員 2020年9月 同社取締役執行役員企画室長(現任)	30,319株
	【選任理由】 伊藤将司氏は、株式会社福山コンサルタントに1991年に入社して以来、都市・交通計画などの事業に従事し、2010年に東日本事業部交通マネジメント部次長に就任後、運営企画室長、東京支社副支社長を歴任し、2018年7月には新規事業推進室長、2019年9月に取締役執行役員に就任しております。2020年からは、経営計画、受注戦略、研究開発など業務執行に関する重要事項を審議・決定する事業戦略会議の議長を務めています。また、2018年7月から4年間、子会社である株式会社SVI研究所代表取締役社長として当社グループの研究開発を推進してきました。これらを踏まえて、当社グループの経営計画、事業執行において欠かせない人材であることから、新たに、同氏を取締役として推薦いたします。		

(注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.栄徳洋平氏、伊藤将司氏は、新任の取締役です。

3.当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役野田仁志氏および高山和則氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>の だ ひ と し 野 田 仁 志</p> <p>(1949年10月28日生)</p> <p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 12回/12回 (出席率100%)</p> <p>【監査等委員会出席状況 (当事業年度)】 11回/11回 (出席率100%)</p>	<p>2003年7月 鳥栖税務署長</p> <p>2004年7月 福岡国税局調査査察部査察管理課長</p> <p>2006年7月 広島国税不服審判所部長審判官</p> <p>2007年7月 福岡国税局調査査察部次長</p> <p>2008年7月 博多税務署長</p> <p>2009年8月 税理士登録、野田仁志税理士事務所開業 (現任)</p> <p>2012年9月 株式会社福山コンサルタント監査役</p> <p>2017年1月 当社社外取締役監査等委員 (現任)</p>	<p>一株</p>
<p>【選任理由および期待される役割】</p> <p>野田仁志氏は、長年にわたる国税局勤務による豊富な経験と、税理士としての高い見識を有しており、現在当社の監査等委員である取締役（社外取締役）として、当社の重要な経営判断の場において適切な助言および提言を行ってきた実績を踏まえ、取締役の業務執行に関する監督、監査を通じた企業価値向上への役割を期待し、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断して、推薦いたします。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>再任</p> <p>たか やま かず のり 高山和則 (1952年9月1日生)</p> <p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 12回/12回 (出席率100%)</p> <p>【監査等委員会出席状況 (当事業年度)】 11回/11回 (出席率100%)</p>	<p>2004年5月 株式会社もみじ銀行執行役員審査部長</p> <p>2005年5月 同社執行役員営業統括部長</p> <p>2006年6月 同社執行役員西条支店長</p> <p>2007年10月 同社取締役</p> <p>2016年6月 同社退任</p> <p>2017年3月 湯布高原株式会社代表取締役社長執行役員</p> <p>2020年9月 当社社外取締役監査等委員 (現任)</p> <p>2022年6月 倉橋島海産株式会社顧問 (現任)</p>	<p>—株</p>
<p>【選任理由および期待される役割】</p> <p>高山和則氏は、地域金融機関において多種多様な分野・規模の企業に関する融資、審査、投資等に係わり、取締役として直接経営に参画するなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しております。2021年12月まで、事業会社の代表取締役社長として、経営全般に携わっておりました。2021年9月に当社の監査等委員である取締役(社外取締役)に就任後は、当社の重要な経営判断の場において適切な助言および提言を行ってきた実績を踏まえ、取締役の業務執行に関する監督、監査を通じた企業価値向上への役割を期待し、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断して、推薦いたします。</p>			

- (注) 1.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.監査等委員である取締役候補者野田仁志氏および高山和則氏は社外取締役候補者です。
- 3.社外取締役候補者が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、以下のとおりです。
野田仁志氏および高山和則氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ5年8ヶ月および2年となります。
- 4.社外取締役候補者との責任限定契約は、以下のとおりです。
当社は社外取締役候補者である野田仁志氏および高山和則氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。
- 5.当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
- 6.当社は、野田仁志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>ふくちまさよし 福地昌能 (1954年9月15日生)</p>	<p>1978年10月 監査法人中央会計事務所入社 1982年3月 公認会計士開業登録 1992年8月 中央監査法人社員 1995年7月 福地公認会計士事務所開設（現任） 2001年7月 北九州市住宅供給公社監事（現任） 2005年9月 株式会社福山コンサルタント補欠監査役 2012年6月 同社社外監査役 2012年9月 同社補欠監査役 2015年6月 株式会社大石産業監査役 2018年6月 株式会社大石産業取締役（監査等委員） (現任)</p>	<p>－株</p>
<p>【選任理由および期待される役割】 福地昌能氏は、直接会社の経営に参画された経験はありませんが、当社の設立母体である株式会社福山コンサルタントのジャスダック上場時（1995年）における監査法人担当主査として当社グループの事業内容を熟知しています。また、長年にわたり、公認会計士としての多数の事業法人への関与を通じて、直接会社の経営に関与した場合と同様の豊富な経験を持っています。これらを踏まえて、当社の経営に関して客観的・中立的な立場で監査と助言をいただく役割を期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	やまねこうはち 山根公八 (1956年2月20日生)	1980年4月 株式会社福山コンサルタント入社 2006年7月 同社西日本事業部長 2006年10月 同社執行役員西日本事業部長 2009年9月 同社取締役西日本事業部長 2010年7月 同社取締役東北事業部長 2014年7月 同社取締役東京支社長 2014年9月 同社取締役部門本部長兼東京支社長 2016年10月 同社常務取締役部門本部長兼東京支社長 2017年1月 当社取締役 2017年7月 株式会社福山コンサルタント 取締役常務執行役員部門本部長 2017年10月 同社取締役専務執行役員事業本部長 2018年10月 同社代表取締役副社長執行役員事業本部長 2020年6月 株式会社地球システム科学取締役	41,231株
<p>【選任理由および期待される役割】</p> <p>山根公八氏は、株式会社福山コンサルタントに1980年に入社して以来、交通管理・計画などの公共交通事業に従事し、2006年に西日本事業部長、2009年に取締役西日本事業部長に就任後は、東北事業部長、東京支社長、代表取締役副社長執行役員事業本部長を歴任しました。また、中期経営計画、年次経営計画、受注戦略、研究開発など事業執行に関する重要事項を審議・決定する事業戦略会議の議長を2015年から務めておりました。株式会社地球システム科学では、取締役として経営計画の策定や内部統制システム構築に貢献しました。</p> <p>当社の経営を熟知している実績を踏まえて、経営への監査と助言をいただく役割を期待し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者である福地昌能氏および山根公八氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福地昌能氏は、野田仁志氏と村上知子氏が退任となった場合の補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。山根公八氏は、高山和則氏が退任となった場合の補欠の監査等委員である取締役候補者です。
3. 福地昌能氏が社外取締役、山根公八氏が取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく会社法第425条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお、補欠の監査等委員が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
5. 福地昌能氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合には、当社は独立役員として届け出を行う予定です。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

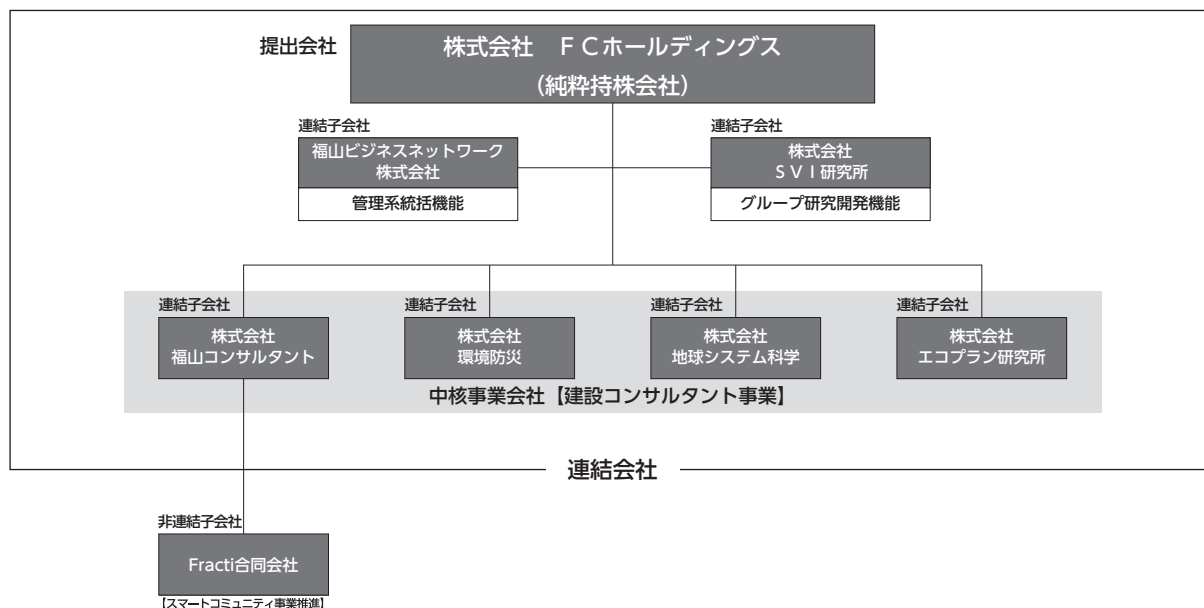
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主な事業内容

当社グループは、当社と子会社6社（非連結子会社であるFracti合同会社を除く）で構成され、国内市場では政府機関や地方公共団体、鉄道会社、高速道路会社等を、海外市場では国際協力機構等を主な顧客として、社会資本整備に関わる調査、計画、設計、検査試験等を主要業務とする建設コンサルタント事業を行っています。

なお、当社のグループ体制および事業分野の業務内容は以下のとおりです。

【グループ体制】（2022年6月30日現在）



【建設コンサルタント事業分野の業務内容】

事業分野	業務内容
モビリティ形成事業	人やモノの移動に関する調査・解析、需要予測・分析、シミュレーション技術を活かして、快適で効率的な「移動」を実現するための施策の提案、交通施設の整備・改善等に関するコンサルティングサービスを提供します。
環境、都市・地域創生事業	自然環境や社会環境に関する調査・分析・評価、各種の計画策定技術を活かして、環境の維持・保全・改善に関するコンサルティングサービスを提供します。海外の水資源開発、管理のコンサルティングサービスを通じて国際貢献に参画しています。
	人口減少を伴う少子高齢化、地域経済の衰退等の都市や地域の課題解決に向けた各種計画策定、各種施設計画策定、公共サービスへの民間活力導入支援等のコンサルティングサービスを提供します。
社会インフラ、防災事業	国内外での新幹線プロジェクト、高速道路・一般道路、各種構造物の新設のための計画・設計、事業管理・施工管理等に関するコンサルティングサービスを提供します。
	鉄道や道路の構造物に関する点検・試験・診断・監視・予測・補修・補強設計までメンテナンスの一連の技術を活かし、老朽化したインフラの保全、長寿命化等のコンサルティングサービスを提供します。
	新たな地域開発や鉄道・道路整備に関する防災対策計画、地震、豪雨災害に備える防災施設の整備計画、内水監視システム、氾濫被災地の緊急復旧、被災後の復興事業計画・設計などのコンサルティングサービスを提供します。

(2) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、ワクチン接種の広がりを受けて新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らぎ、経済活動には回復の兆しが見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化による資源価格の急騰や供給リスクに加え、新型コロナウイルスの新たな変異株による感染再拡大など、依然として先行きに不透明感が残る状況となりました。

当社グループの属する建設コンサルタント業界は、国土強靱化対策など国や自治体の公共投資規模の持続を受け、引き続き堅調な市場環境となりました。特に、頻発・激甚化する気象災害や巨大地震災害に備えた防災・減災事業、深刻化する橋梁・道路等の老朽化対策事業、安全・安心なまちづくりに向けた事業など、様々な社会課題への技術的ニーズが益々高まっています。

このような状況の中で、当社グループは3か年の最終年次を迎えた中期経営計画

「Co-Creation（共創）22」に基づき、グループ内および外部企業・団体との連携により、基本戦略である「次世代事業の創出と業務/市場/顧客の多様化」、「多様な人材の雇用と強化」、「DXによる生産性向上」の施策の実現に向けて事業活動を推進しました。

国内事業では、国土強靱化対策を踏まえた防災関連業務やインフラ老朽化対策業務において堅調に受注が拡大しており、さらに、今期は、当社の得意とする交通分野で大規模交通調査を各地域で複数受注しました。また、これらの業務成果に対して、国土交通省4地方整備局（九州、中国、四国、東北）において優良業務、優秀技術者の局長表彰を多数受賞しました。

海外事業では、多くの国々で渡航制限が緩和され、アフリカのサブサハラ地域村落における給水や衛生課題の整理・解析を行うなど、水資源・防災分野で堅調な受注状況となっています。

新規戦略分野では、国土交通省「令和4年度PPP協定パートナー」に選定される等、PFI事業関連業務が順調に拡大しています。また、橋梁下部工基礎の「洗掘モニタリングシステム」、逃げ遅れゼロを目指す「AI水位予測による防災システム」、国土交通省の「3D都市モデル」、データ駆動型都市マネジメント事業などDX関連の各種新商品・新事業を開発し、顧客拡大に向け事業展開を図っています。

また、今期よりサステナビリティ推進委員会を組成し、グループ全体のSDGs活動を強化しており、北九州市「響灘ビオトープ」による生物多様性保全の取り組みや、グリーンインフラ、持続的なまちづくりに関する新事業開発を継続的に推進しています。経営管理面では、DX施策推進の一環として、グループ全体の会計・財務・総務データを統合する基幹システムを構築し、業務の効率化・高度化を促進しました。

以上の結果、当連結会計年度は、国内の公共事業が堅調だったことを受けて、受注高は88億65百万円、売上高は85億46百万円となりました。

損益面では、売上の堅調な増加によって、経常利益は11億61百万円（前期は9億39百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は、7億80百万円（同3億72百万円）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しています。そのため、前年同期比等は、参考値として記載しています。

不動産賃貸事業については、前期から引き続き、当社と取得時の賃借人との間で賃貸借契約を締結していることから賃貸収入が発生しました。その結果、売上高は93百万円、うち外部顧客への売上高は7百万円となり、セグメント営業利益は61百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は2億18百万円であり、その主なものは、当社グループの管理業務強化のための基幹システムの入替および株式会社環境防災の管理棟の改修です。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

各国政府の継続した政策支援やワクチン接種の拡大による実体経済の回復が期待されるものの、同感染症の収束までには相当の期間が必要であると予想され、国内外の経済は依然として予断を許さない状況で推移していくものと思われます。

一方、当社グループの属する建設コンサルタント業界にあつては、国内では、防災・減災事業や、橋梁・道路等の老朽化対策事業、地方創生事業等が大きなテーマとなっており、公共事業予算は一定の規模が継続確保されると予想しています。当社としては、社会の重要な公器（建設コンサルタント）であることを前提とし、2022年7月から始まる以下を柱とした新たな中期経営計画を着実に実行していくとともに、ステークホルダーの皆様の期待にお応えできるよう業務を推進していく所存です。

- ①社会の持続的発展に貢献できる「価値」の創出
- ②グループ各社の事業基盤の強化と一体的変革
- ③多様な働き方、社員の自己実現の場としての組織編制
- ④サステナブル経営力の向上

次期（2023年6月期）の連結業績見通しについては、売上高87億円（前期比1.8%増）を計画し、収益面については、営業利益12億円（前期比3.8%増）、経常利益12億円（前期比3.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益8億円（前期比2.6%増）を見込んでいます。

なお、配当金については、上記の業績見通しならびに2022年7月1日付で実施した普通株式1株につき1.1株の株式分割を考慮して普通配当21円を期首における計画値としています。

(6) 財産および損益の状況
 企業集団の財産および損益の状況

(単位：千円)

区分 \ 期別	第3期 (2018年7月1日から 2019年6月30日まで)	第4期 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)	第5期 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)	第6期 (当連結会計年度) (2021年7月1日から 2022年6月30日まで)
受注高	7,419,337	8,094,787	8,618,945	8,865,952
売上高	7,335,749	7,412,721	8,189,192	8,546,976
経常利益	737,187	858,173	939,084	1,161,139
親会社株主に帰属する当期純利益	455,709	517,555	372,029	780,104
1株当たり当期純利益	84円08銭	93円91銭	66円39銭	137円40銭
純資産	4,447,023	4,860,495	5,225,678	6,039,741
1株当たり純資産	816円57銭	875円89銭	926円91銭	1,058円98銭
総資産	6,069,087	9,278,031	9,404,000	8,934,314

- (注) 1. 当社は、(株)日本カストディ銀行（信託E口）（以下、「株式給付信託口」）が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。
2. 当社は2019年7月1日付、2020年7月1日付、2021年7月1日付および2022年7月1日付で、いずれも普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っています。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しています。
3. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しています。
4. 当連結会計年度の数値は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用後の数値です。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年6月30日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金または 出資金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社福山コンサルタント	400百万円	100.0%	全国における建設コンサルタント事業
株式会社環境防災	90百万円	100.0%	四国地方における建設コンサルタント事業および検査試験
株式会社地球システム科学	40百万円	100.0%	海外における防災・水・環境ビジネスを中心とした建設コンサルタント事業
株式会社SVI研究所	20百万円	100.0%	当社グループ全体の研究開発
株式会社エコプラン研究所	30百万円	100.0%	九州地方における自然環境調査、環境アセスメントおよび指定管理業務
福山ビジネスネットワーク株式会社	30百万円	100.0%	当社グループにおける、事業化支援と管理部門業務の代行

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は以下のとおりです。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式帳簿価額	当社の総資産額
株式会社福山コンサルタント	福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号	2,702百万円	7,258百万円

(8) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

① 当社

本社 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号

② 子会社の主要な事業所

株式会社福山コンサルタント

本社 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号
 北九州本社 北九州市小倉北区鍛冶町二丁目1番6号
 中四国支社 広島市東区光町二丁目1番24号
 東京支社 東京都千代田区神田岩本町4番14号
 東北支社 仙台市青葉区二日町13番17号

株式会社環境防災

本 社 徳島市鮎喰町一丁目57番地

株式会社地球システム科学

本 社 東京都新宿区新宿一丁目23番1号

株式会社S V I 研究所

本 社 東京都千代田区神田岩本町4番14号

株式会社エコプラン研究所

本 社 北九州市若松区高須西一丁目14番13号

福山ビジネスネットワーク株式会社

本 社 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号

(9) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
398名 (159名)	6名減 (22名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、契約職員(嘱託含む)は()内に年間の平均人数を外数で記載していません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	2名減	44.5歳	26.8年

(注) 1. 使用人数は就業人員です。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、株式会社福山コンサルタントにおける勤続年数を通算していません。

(10) 主要な借入先 (2022年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社もみじ銀行	500,000千円
株式会社西日本シティ銀行	250,000千円
株式会社福岡銀行	200,000千円
株式会社十八親和銀行	150,000千円
株式会社広島銀行	100,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式総数 5,224,090株（自己株式444,905株を除く）
- ③ 株主数 3,010名（前期比194名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
F Cホールディングスグループ社員持株会	392千株	7.52%
株式会社もみじ銀行	241	4.62
株式会社西日本シティ銀行	200	3.85
株式会社福岡銀行	195	3.75
株式会社十八親和銀行	177	3.39
奥村学	169	3.25
日本証券金融株式会社	158	3.04
丸田稔	140	2.68
光通信株式会社	139	2.67
福島宏治	77	1.49

- (注) 1. 当社は自己株式444,905株を所有していますが、上記大株主からは控除しています。
 2. 株式給付信託口が保有する当社株式39,240株は、上記の自己株式には含めていません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	12,499株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

⑥ その他株式に関する重要な事項

2022年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式総数（自己株式484,145株を含む）が566,899株増加し、6,235,894株となっています。

なお、株式分割後の発行可能株式総数は12,000,000株であり、変更ありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年6月30日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
福島宏治	代表取締役社長	株式会社福山コンサルタント 代表取締役社長
内田智昭	取締役経営企画室長	福山ビジネスネットワーク株式会社 取締役
松田治久	取締役事業管理室長	株式会社地球システム科学 監査役 株式会社SVI研究所 監査役
野田仁志	取締役（監査等委員）	税理士（野田仁志税理士事務所）
高山和則	取締役（監査等委員）	倉橋島海産株式会社 顧問
村上知子	取締役（監査等委員）	公認会計士（村上公認会計士事務所）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）野田仁志氏、高山和則氏および村上知子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は野田仁志氏および村上知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 取締役（監査等委員）野田仁志氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 取締役（監査等委員）村上知子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選任していません。
5. 当社および当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しています。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしています。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

退任および就任

2021年9月27日付をもって、内田智昭氏および松田治久氏は取締役に就任し、山根公八氏および立石亮祐氏は取締役を退任しました。また、同日、村上知子氏は取締役（監査等委員）に就任し、高嵯愛一氏は取締役（監査等委員）を退任しました。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数 (人)	報酬等の種類別の額 (千円)			報酬等の総額 (千円)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	5	37,095	11,400	10,196	58,691
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	9,210 (7,650)	— (—)	— (—)	9,210 (7,650)
合 計	9	46,305	11,400	10,196	67,901

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額年額150,000千円
2. 株主総会の決議による取締役 (監査等委員) の報酬限度額年額 30,000千円
3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与9,030千円は含まれていません。
4. 業績連動報酬等は、取締役2名に対する賞与です。
5. 非金銭報酬等の総額は、取締役 (監査等委員を除く) に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額です。
6. 取締役の報酬等の総額には、2021年9月27日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名 (うち監査等委員1名) を含んでいます。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数数は、取締役6名 (うち社外取締役3名) です。

(4) 報酬等の内容の決定に関する方針

① 取締役の報酬の決定方針

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、企業価値の継続的向上につながり、各取締役の業務執行・経営監督の機能が適切に発揮されるよう、2017年1月4日開催の指名／報酬諮問委員会に諮問し、同日開催の取締役会において役員報酬制度を定めています。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

a. 報酬水準の考え方

当社役員が担うべき機能・役割、当社業績水準等に応じた報酬水準とします。また、当社が目指す業績水準を踏まえ、経営層の報酬として、業績の達成状況等に応じた報酬水準を実現することで、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図ります。

b. 報酬構成の考え方

取締役 (監査等委員を除く。) の報酬については、固定報酬、業績と連動した賞与のほかに、株主価値との連動性をより強化した株式報酬を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成としています。

監査等委員である取締役については、適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要のあることから、固定報酬のみを支給し、業績により変動する報酬は支給しません。

c. 報酬ガバナンスについて

取締役（監査等委員を除く。）の報酬の決定方針、報酬水準・構成の妥当性、その運用状況等については、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める指名／報酬諮問委員会において審議し、取締役会はその答申を尊重します。

② 取締役の報酬制度

当社の取締役の報酬制度は株主総会の承認を経て以下のとおり定めています。

a. 監査等委員を除く取締役

定額報酬は、役職毎、職責毎に基づき毎月定額を支給します。

賞与は、その期の業績に応じて算定します。

株式報酬は、株主の皆様と更なる価値共有を進めること、および当社の中長期の業績との連動性を一層高め企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としています。なお、本制度により支給される株式は「継続勤務型譲渡制限付株式」と「業績連動型譲渡制限付株式」で構成しており、その具体的な支給条件は以下のとおりです。

- ・「継続勤務型譲渡制限付株式」は、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件として支給します。
- ・「業績連動型譲渡制限付株式」は、営業利益率10%、ROE（自己資本利益率）10%の同時達成を条件として支給します。本指標の選定理由は、当社の中長期的な業績達成による企業価値の向上や株主価値との連動を強化することです。なお、当連結会計年度の営業利益率は13.5%、ROEは12.9%です。業績連動型譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬額については「役員報酬・賞与規程」に基づき、指名／報酬委員会の答申を踏まえて取締役会において決定しています。

報酬総額は、2019年9月26日開催の第3期定時株主総会において承認された年額150百万円以内とし、その内訳は、定額報酬と賞与の総額を年額100百万円以内、株式報酬総額を年額50百万円以内とします。決議の対象とされていた監査等委員を除く取締役の員数は3名です。

b. 監査等委員である取締役

「役員報酬・賞与規程」に基づき、職責に応じて毎月定額を支給します。

報酬総額は、2017年9月26日開催の第1期定時株主総会において承認された年額30百万円以内とします。決議の対象とされていた監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の報酬の決定方法

報酬については、「役員報酬・賞与規程」に基づき、取締役個人別の報酬について指名／報酬諮問委員会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会においてその答申を踏まえて決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

a. 監査等委員を除く取締役

取締役会において検討された報酬額について、以下に示す指名／報酬諮問委員会の審議・答申を受けて取締役会において決定しています。

- ・2021年7月30日 第6期第1回指名／報酬諮問委員会：第5期取締役賞与案および取締役職位を審議し、妥当と答申。
- ・2021年8月27日 第6期第2回指名／報酬諮問委員会：第6期子会社の役員人事案および報酬案を審議し、妥当と答申。
- ・2021年9月27日 第6期第3回指名／報酬諮問委員会：第6期役付取締役の人事案、金銭および譲渡制限付株式報酬の個別配布案を審議し、妥当と答申。
- ・2022年6月30日 第6期第4回指名／報酬諮問委員会：第7期監査等委員人事案を審議し、妥当と答申。

b. 監査等委員である取締役

年額30百万円の支給枠内で監査等委員会の協議によって個別報酬を決定しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者兼職状況

氏名	兼職その他の状況
野田仁志	税理士（野田仁志税理士事務所）
高山和則	倉橋島海産株式会社 顧問
村上知子	公認会計士（村上公認会計士事務所）

(注) 当社と取締役（監査等委員）野田仁志氏、高山和則氏および村上知子氏との間の重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況		主な活動状況
	取締役会	監査等委員会	
野田仁志	12回中12回	11回中11回	社外取締役として、監査等委員会事務局および監査室から報告を受け、取締役会に出席し、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、適宜助言・提言を行っています。特に、税理士として、主に税務および会計に関する専門的な見地から、必要に応じて質問を行い、意見を述べました。
高山和則	12回中12回	11回中11回	社外取締役として、監査等委員会事務局および監査室から報告を受け、取締役会に出席し、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、適宜助言・提言を行っています。特に、長年の金融機関における経験と、経営に携わった見識をもとに幅広い観点から発言をしており、監査体制の強化を図っています。
村上知子	10回中10回	9回中9回	社外取締役として、監査等委員会事務局および監査室から報告を受け、取締役会に出席し、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、適宜助言・提言を行っています。特に、公認会計士として、主に財務および会計に関する専門的な見地から、必要に応じて質問を行い、意見を述べました。

(注) 2021年9月27日より就任した村上知子氏につきましては、就任以降に開催した取締役会および監査等委員会を対象とした出席回数です。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と野田仁志氏、高山和則氏および村上知子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が3,750千円あります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事実が発生した場合には、監査等委員会の決議に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの根幹的な実行手段と位置付け、その基本的な方針と実施体制を整備しかつ維持しています。

① 当社および子会社の取締役および使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社および子会社のすべての役職員は、定款、組織規程、職務権限規程等の内部諸規程ならびに会社法、技術士法をはじめとする関係法令等の理解と実践が、社会規範を順守した行動の基本であることを強く認識し、事業部門と事業地域にまたがる横縦断的組織編制によって、常に複数者による業務執行管理体制を整えています。

ロ. 取締役会は、事務局を設置し、必要に応じて社外専門家の意見を求めて、議案の事前および事後チェックを継続しています。

ハ. 監査室は、内部統制基本方針書に基づき、内部監査ならびに役職員教育を定期的かつ適時に実施し、当社および子会社の業務が法令、定款および諸規定に適合している状態を維持、継続していく役割を果たすことで、経営の健全性および効率性の向上を図っています。

ニ. 社内において組織または個人による不正行為やハラスメント等が行われた際、役職員等が社外の弁護士に直接通報できる「外部ホットライン」を整備するとともに、通報者に対して不利益がないことを確保しています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会事務局は、取締役会の議事録、取締役の職務に係る稟議書等の決裁書類および各種契約文書等を、文書管理規程に基づき保存・管理し、適時に監査室による内部監査によってその適法性確認を受ける体制としています。

③ 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社は、「リスク管理マニュアル」を作成し、全役職員に対し周知徹底しています。また、突発的な危機に備えるために危機管理事務局を設置するとともに、全役職員に対して定期的な説明会を実施し、逐次変化するリスクの特定とその対策の決定およびモニタリングの実効性を高めることで、適時かつ正確なリスク情報が取締役に報告される体制を維持しています。

④ **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、経営計画に関する規程に基づき、長期・中期・年次の経営計画および財務計画を体系的に策定し、計画達成のための戦略立案者と施策実行者との役割分担と評価指標を明確にしています。なお、子会社は、当社に準じて経営計画等を作成し実行するとともに、毎月度に当社取締役会へ計画達成状況の報告を行う体制としています。

また、当社の代表取締役社長が当社および子会社の全役職員に対し、長期・中期・年次の経営計画等を説明する機会を継続的に設けて、戦略・施策の浸透を図っています。

⑤ **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、子会社から定期的に業務執行および財務状況の報告を受ける管理体制を構築しています。

⑥ **当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 取締役ならびに使用人からの報告は取締役会において行うことを基本としています。

ロ. 監査等委員会は、必要に応じて役職員に対して随時個別に報告を求めることができます。その他、稟議書や決裁書類についても、必要に応じて閲覧を請求することができます。

ハ. 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を行っています。

⑦ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を常設し、使用人を置きます。取締役会は監査等委員会の同意のうえ、原則として定時株主総会後の取締役会において当該使用人を任命しています。

また、当該使用人が監査等委員会の職務の補助を行う際には、指揮命令権は監査等委員会に属するものとして、当該使用人の独立性を確保しています。

⑧ **監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わないことを取締役会において決議し役員員に対して周知しています。

⑨ **監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針**

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行います。

なお、監査等委員は、当該費用の支出にあたってはその効率性および適正性に留意します。

⑩ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

イ. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士・警察等外部機関と連携することで、これらの関係を一切遮断することを基本方針としています。

ロ. 上記基本方針の実践のため、「リスク管理マニュアル」を作成し、その履行を全社員に周知徹底しています。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記の基本方針に基づき具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備が生じていないかのモニタリングを常時行っています。併せて、内部統制システムの重要性和法令遵守に対する意識づけを図るため、監査室が中心となり、当社および子会社の担当部門に対して教育・研修を実施しています。

(2) **会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めていません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しています。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,836,016	流 動 負 債	1,966,120
現金及び預金	1,957,868	業務未払金	172,448
完成業務未収入金及び契約資産	1,832,355	1年以内返済予定の長期借入金	650,000
その他の他	45,792	未払金	242,948
		未払法人税等	242,340
		未払消費税等	170,764
		未成業務受入金	277,653
		受注損失引当金	14,480
		その他の他	195,485
固 定 資 産	5,098,297	固 定 負 債	928,453
有 形 固 定 資 産	3,968,563	長期借入金	650,000
建物及び構築物	1,568,723	繰延税金負債	38,950
機械装置及び運搬具	46,203	退職給付に係る負債	85,465
工具器具及び備品	114,659	その他の他	154,037
土地	2,238,977		
無 形 固 定 資 産	316,691	負 債 合 計	2,894,573
のれん	246,724		
その他の他	69,966	(純資産の部)	
投資その他の資産	813,042	株 主 資 本	6,078,595
投資有価証券	67,149	資本金	400,000
繰延税金資産	121,456	資本剰余金	901,207
退職給付に係る資産	420,159	利益剰余金	4,989,062
その他の他	208,776	自己株式	△211,673
貸倒引当金	△4,500	その他の包括利益累計額	△38,854
		その他有価証券評価差額金	11,497
		退職給付に係る調整累計額	△50,351
		純 資 産 合 計	6,039,741
資 産 合 計	8,934,314	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,934,314

連結損益計算書

(自 2021年7月1日
至 2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,546,976
売上原価		5,736,910
売上総利益		2,810,066
販売費及び一般管理費		1,654,259
営業利益		1,155,806
営業外収益		
受取利息	57	
受取配当金	2,241	
保険解約戻金	15,064	
雑収入	1,845	
その他	1,883	21,093
営業外費用		
支払利息	13,385	
固定資産除却損失	1,534	
雑損	839	15,759
経常利益		1,161,139
特別利益		
固定資産売却益	34	
受取保険金	76,552	76,587
税金等調整前当期純利益		1,237,726
法人税、住民税及び事業税	441,038	
法人税等調整額	16,584	457,622
当期純利益		780,104
親会社株主に帰属する当期純利益		780,104

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	400,000	883,250	4,220,188	△245,965	5,257,473
会計方針の変更による累積的影響額			82,998		82,998
会計方針の変更を反映した 当期首残高	400,000	883,250	4,303,187	△245,965	5,340,472
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△94,229		△94,229
親会社株主に帰属する 当期純利益			780,104		780,104
自己株式の取得				△831	△831
自己株式の処分		17,956		35,123	53,080
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	17,956	685,875	34,291	738,123
当期末残高	400,000	901,207	4,989,062	△211,673	6,078,595

	その他の包括利益累計額			純資産計 合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	8,358	△40,154	△31,795	5,225,678
会計方針の変更による累積的影響額				82,998
会計方針の変更を反映した 当期首残高	8,358	△40,154	△31,795	5,308,676
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△94,229
親会社株主に帰属する 当期純利益				780,104
自己株式の取得				△831
自己株式の処分				53,080
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3,138	△10,197	△7,059	△7,059
連結会計年度中の変動額合計	3,138	△10,197	△7,059	731,064
当期末残高	11,497	△50,351	△38,854	6,039,741

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	株式会社福山コンサルタント 株式会社環境防災 株式会社地球システム科学 株式会社S V I 研究所 株式会社エコプラン研究所 福山ビジネスネットワーク株式会社

②主要な非連結の子会社の状況

非連結の子会社の名称	Fracti 合同会社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用会社の状況

持分法適用会社に該当する会社はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称	Fracti 合同会社
持分法を適用していない非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。	

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物 8年～50年

工具器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は当該残価保証額、それ以外は零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注業務に係る損失見込額を計上しています。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんは、10年間の定額法により償却しています。ただし、重要性の乏しいものについては一括償却しています。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

建設コンサルタント事業について、業務委託契約等を締結の上、社会資本に関わる調査、計画、設計、検査試験、事業監理、施工管理等の業務を履行義務とします。

当該契約においては、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定期間にわたる収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については履行義務を充足した時点で収益を認識しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、予想される原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算定しています。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りが困難な場合は、発生する費用を回収することが見込まれる契約については、原価回収基準に基づいて収益を認識しています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

② 連結納税制度の適用

当社および連結子会社は、連結納税制度を適用しています。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

(7) 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 信託型従業員持株会インセンティブ・プラン（E-Ship[®]）

当社は、第2期連結会計年度より、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株会インセンティブ・プラン（E-Ship[®]）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しました。なお、本プランは、2021年7月に終了しています。

(1) 取引の概要

本プランは、「FCホールディングスグループ社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「FCホールディングスグループ社員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、2017年8月から5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として当社からの第三者割当によってあらかじめ取得します。その後は、従持

信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額および株式数は、従持信託が終了しているため、当該自己株式数はありません。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末ではすべて返済を完了しています。

2. 株式給付信託（J-ESOP）

当社は、第3期連結会計年度より、当社の株価や業績と当社の従業員および当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しました。

(1) 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し、個人のマネジメントに対する貢献度や業績等に応じてポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額および株式数は、26,150千円、39,240株です。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識基準に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

従来は進捗部分について成果の確実性が認められる業務については工事進行基準を、その他の業務については工事完成基準を採用していましたが、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定期間にわたる収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については履行義務を充足した時点で収益を認識しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、予想される原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算定しています。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りが困難な場合は、発生する費用を回収することが見込まれる契約については、原価回収基準に基づいて収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減する方法を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方針を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の売上高は552,942千円増加し、売上原価は472,304千円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は82,998千円増加しています。

収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成業務未収入金」は、当連結会計年度より「完成業務未収入金及び契約資産」に含めて表示しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。これによる連結計算書類への影響はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、のれん246,724千円です。

のれんを評価するにあたり、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる場合や経営環境の著しい変化等、減損の兆候が識別された場合には、減損認識の判定を行います。減損の判定で必要な将来キャッシュ・フローの見積りの基礎になる中期経営計画等について、過去の実績および新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、進行遅延や工期延長が生じている当社グループの海外事業の

プロジェクトの影響が、2021年10月頃から徐々に収束し、その後2年程度で売上高等が感染拡大前の水準までに回復する仮定をもとに、現在見込まれる経済状況を考慮しています。また、割引率については加重平均資本コストにより算定しています。

株式会社地球システム科学ののれん等の見積りおよび仮定について、将来の不確実な経営環境の変化により事業計画等の見直しが必要となり、将来キャッシュ・フローが帳簿簿価を下回った場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,480,361千円

6. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 受取保険金

当社グループでは、発注者向けに納品が完了した業務成果品において、その後に設計図面等に補修の必要が生じた場合の損失に備えて、建設コンサルタント損害賠償責任保険に加入しています。

当連結会計年度中において、過年度に計上した補修設計費について、当該損害賠償責任保険の適用が決定し保険金を受領しましたので、受取保険金として76,552千円を特別利益に計上しています。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 5,668,995株

- (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	494,325株	63,277株	73,457株	484,145株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、株式分割による増加49,432株、単元未満株式の買取による増加999株、取締役に対する譲渡制限付株式の無償取得による増加12,846株です。自己株式の数の減少は、取締役に対する譲渡制限付株式の付与による減少55,317株、持株会信託口からF Cホールディングスグループ社員持株会への売却による減少440株、株式給付信託口の給付による減少17,700株です。

2. 期末の株式数には、株式給付信託口が保有する株式39,240株を含みます。

- (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2021年9月27日開催の第5期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	94,229千円	20.0円	2021年6月30日	2021年9月28日

(注) 配当金総額には、持株会信託口および株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金がそれぞれ8千円、1,035千円含まれます。

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年9月28日開催予定の第6期定時株主総会において、次のとおり提案する予定です。

- | | |
|-----------|------------|
| ①配当金の総額 | 130,602千円 |
| ②配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③1株当たり配当額 | 25.0円 |
| ④基準日 | 2022年6月30日 |
| ⑤効力発生日 | 2022年9月29日 |

(注) 配当金総額には、株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金981千円を含みます。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達する方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権（完成業務未収入金および契約資産）は顧客の信用リスクに晒されています。当社グループは、信用情報の収集や毎月実施しているモニタリング等により取引先の信用状況を把握する体制としています。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月、時価の把握を行っています。

営業債務（業務未払金および未払金）は基本的に2ヶ月以内の支払期日です。資金調達は株式会社FCホールディングスが行い、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

営業債務および借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社グループは月次で資金繰計画の作成等の方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、「現金及び預金」、「完成業務未収入金及び契約資産」、「業務未払金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券	54,651	54,651	—
(2)長期借入金	1,300,000	1,296,059	△3,940

(※1) 長期借入金は1年以内返済予定を含めています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額のうち、非上場株式は12,498千円です。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	54,651	－	－	54,651

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,296,059	－	1,296,059

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しています。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額と当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定した額を時価としているため、レベル2に分類しています。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	建設コンサル タント事業	不動産 賃貸事業	
国内	7,891,704	—	7,891,704
海外	647,618	—	647,618
顧客との契約から生じる収益	8,539,323	—	8,539,323
その他の収益	—	7,653	7,653
外部顧客への売上高	8,539,323	7,653	8,546,976

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

① 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	1,334,994	765,242
契約資産	716,583	1,067,112
契約負債	518,221	277,653

(注) 1. 契約資産は、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足される場合に該当するものについて、期末日時点で収益を認識しているが未請求の履行義務に係る対価に対する権利に関するものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった

時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。

2. 契約負債は、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約について、一定の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩します。
3. 当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度の期首の契約負債に含まれていた金額は、446,942千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	1,345,735
1年超	488,245
合計	1,833,980

1 1. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,058.98円
- (2) 1株当たり当期純利益 137.40円

- (注) 1. 持株会信託口および株式給付信託口が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めています。
2. 当社は、2022年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っています。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しています。

1 2. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,354,327	流 動 負 債	1,276,012
現金及び預金	883,372	未払金	106,673
売掛金	227,104	未払法人税等	155,590
関係会社未収金	188,924	未払消費税等	8,121
関係会社短期貸付金	50,000	関係会社短期借入金	350,000
その他の他	4,925	1年以内返済予定の長期借入金	650,000
		預り金	4,783
		その他の他	842
固 定 資 産	5,904,045	固 定 負 債	650,000
(有形固定資産)	2,087,400	長期借入金	650,000
建物	778,195		
工具器具備品	3,937		
土地	1,305,267		
(無形固定資産)	57,463	負 債 合 計	1,926,012
ソフトウェア	57,463	(純資産の部)	
(投資その他の資産)	3,759,181	株 主 資 本	5,332,360
関係会社株式	3,670,850	資本金	400,000
関係会社長期貸付金	50,000	資本剰余金	2,895,700
繰延税金資産	12,237	その他資本剰余金	2,895,700
その他の他	26,093	利 益 剰 余 金	2,248,333
		利益準備金	48,260
		その他利益剰余金	2,200,072
		繰越利益剰余金	2,200,072
		自 己 株 式	△211,673
		純 資 産 合 計	5,332,360
資 産 合 計	7,258,372	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,258,372

損 益 計 算 書

(自 2021年 7 月 1 日)
(至 2022年 6 月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社経営指導料	736,319	
関係会社受取配当金	440,000	
受取家賃	93,670	1,269,989
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	582,587	582,587
営 業 利 益		687,402
営 業 外 収 益		
受取利息	7,528	
その他	260	7,788
営 業 外 費 用		
支払利息	14,033	
雑損	286	14,319
経 常 利 益		680,871
税 引 前 当 期 純 利 益		680,871
法人税、住民税及び事業税	72,940	
法人税等調整額	800	73,740
当 期 純 利 益		607,130

株主資本等変動計算書

(自 2021年 7 月 1 日)
(至 2022年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	400,000	2,877,744	2,877,744	38,837	1,696,595
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△94,229
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て				9,422	△9,422
当期純利益					607,130
自己株式の取得					
自己株式の処分		17,956	17,956		
事業年度中の変動額合計	－	17,956	17,956	9,422	503,477
当期末残高	400,000	2,895,700	2,895,700	48,260	2,200,072

	株主資本			純資産 合計
	利益剰余金	自己株式	株主 資本合計	
	利益剰余金合計			
当期首残高	1,735,432	△245,965	4,767,211	4,767,211
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△94,229		△94,229	△94,229
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て				
当期純利益	607,130		607,130	607,130
自己株式の取得		△831	△831	△831
自己株式の処分		35,123	53,080	53,080
事業年度中の変動額合計	512,900	34,291	565,149	565,149
当期末残高	2,248,333	△211,673	5,332,360	5,332,360

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備は定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物 15年～50年

工具器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な収益および費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料および受取配当金となります。

経営指導料については、子会社との経営指導契約に基づき、経営指導等を履行義務としています。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しています。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しています。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これによる重要な影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。これによる重要な影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、関係会社株式3,670,850千円です。当該関係会社株式には株式会社地球システム科学の株式711,871千円が含まれています。

当該関係会社株式は時価を把握することが極めて困難と認められる株式であることから、株式の発行会社の超過収益力等を反映した実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行う減損処理を実施することとしています。当事業年度においては、実質価額の著しい低下が認められなかったことから株式の減損処理は実施していません。

なお、実質価額については、連結貸借対照表に計上されているのれんと同様の見積りの要素が含まれません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	61,437千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	227,394千円
短期金銭債務	82,564千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

営業収益 1,237,335千円

営業費用 338,244千円

営業取引以外の取引による取引高 8,359千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	494,325株	63,277株	73,457株	484,145株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、株式分割による増加49,432株、単元未満株式の買取による増加999株、取締役の譲渡制限付株式の無償取得による増加12,846株です。自己株式の数の減少は、取締役に對する譲渡制限付株式の付与による減少55,317株、持株会信託口からFCホールディングス社員持株会への売却による減少440株、株式給付信託口の給付による減少17,700株です。
2. 期末の株式数には、株式給付信託口が保有する株式39,240株を含みます。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等 8,482千円

関係会社株式 50,500千円

その他 3,754千円

繰延税金資産の小計 62,738千円

評価性引当額 △50,500千円

繰延税金資産の合計 12,237千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)福山コンサルタント	福岡市博多区	400,000	建設コンサルタント事業	所有 直接 100.0	経営指導 役員の兼任 資金の借入 資金の貸付	経営指導料の受取 (注1)	693,319	売掛金	223,155
							資金の借入	350,000	関係会社 短期借入金	350,000
							利息の支払 (注2)	834	—	—
							資金の貸付	2,000,000	—	—
							利息の受取 (注3)	5,449	—	—
子会社	(株)環境防災	徳島市 鮎喰町	90,000	四国地方における建設 コンサルタント業および 検査試験	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付	200,000	—	—
							利息の受取 (注3)	501	—	—
子会社	福山ビジネスネットワーク(株)	福岡市博多区	30,000	事業化支援と管理部門 業務の代行	所有 直接 100.0	管理部門 業務委託	業務委託料の支払 (注4)	220,000	未払金	20,240
子会社	(株)SVI研究所	東京都千代田区	20,000	グループ全体の研究開発 と新規事業の創出	所有 直接 100.0	研究開発委託	業務委託料の支払 (注4)	51,800	未払金	13,750
子会社	(株)地球システム科学	東京都新宿区	40,000	防災・水・環境ビジネスを 主要事業とする建設 コンサルタント業	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付	100,000	関係会社 貸付金	100,000
							利息の受取 (注3)	1,518	—	—

取引条件および取引条件の決定方針

- (注) 1. 経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しています。
2. 借入金金利は、市場金利を勘案して決定しています。

3. 貸付金金利は、市場金利を勘案して決定しています。
4. 業務委託料については、委託業務内容を勘案して双方協議のうえ合理的に決定しています。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 重要な収益および費用の計上基準」と同一の内容のため、記載を省略します。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 934.95円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 106.93円 |

(注) 1. 持株会信託口および株式給付信託口が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めています。

2. 当社は2022年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っています。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

株式会社 F C ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒牧 秀樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 照屋 洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 F C ホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F C ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

株式会社F Cホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒牧秀樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 照屋洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F Cホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月26日

株式会社 F Cホールディングス 監査等委員会

監査等委員 野田 仁 志 ㊞

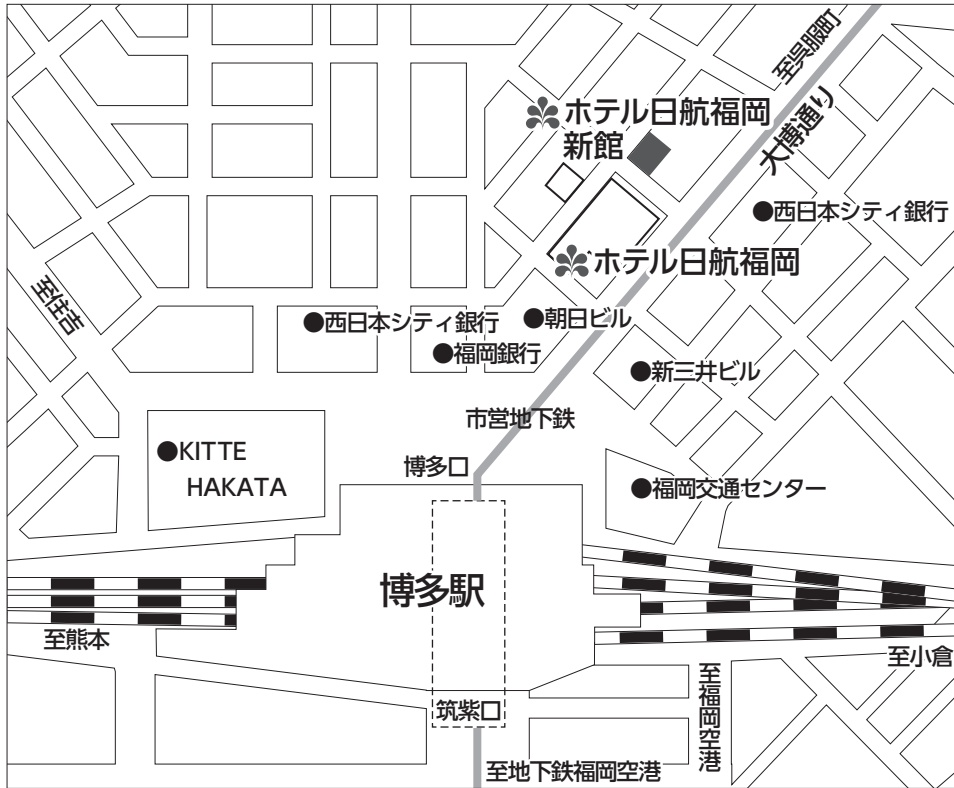
監査等委員 高山 和 則 ㊞

監査等委員 村上 知 子 ㊞

(注) 監査等委員 野田仁志、高山和則および村上知子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第6期定時株主総会会場案内



場所：ホテル日航福岡 新館2階「ラメール」
福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号

- J R ご利用の場合
J R 鹿児島本線「博多駅」下車
博多駅博多口より徒歩約3分
- 地下鉄ご利用の場合
地下鉄空港線「博多駅」下車
博多駅博多口より徒歩約3分